

## 1.昇降機等種別検査結果表の考え方と対応について

### 1.検査項目について

エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設等について建築基準法施行規則に則り、国土交通省告示第283号及び第284号に基づき特定行政庁へ報告すべき検査項目である。

- \* 平成20年国土交通省告示第283号；昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件
- \* 平成20年国土交通省告示第284号；遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

### 2. 「指摘なし」、「要重点点検」と「要是正」について

「指摘なし」	「要重点点検」	「要是正」
良 好	次回の調査・検査までに「要是正」に至る恐れが高い状態をいう。 (日常の保守点検において重点的に点検し、「要是正」の状態になった時点で速やかに改善すべき状態)	修理や部品の交換等により是正することが必要な状態をいう。
* 報告書の特記事項欄に記載すること。	* 検査結果表の特記事項欄に記載し、所有者・管理者へ報告する。	

### 3. 「既存不適格」について

建築基準法は、建築物（又は昇降機等）が建築確認された時点の法令に基づいて建築した建築物（既存建築物）は、その後定められた法令の規定が及ばない。（A-4ページ）

これが「既存不適格」であり、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものである。

### 4. 「既存不適格」の判定とチェックボックスの記入方法について（C-5ページ）

検査報告書（第二面）【6. 検査の状況】、【イ. 指摘の内容】欄の記入については、検査の結果、是正が必要と判断された項目があるときは、「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを記入するが、1台のエレベーター（又は遊戯施設）で、「要是正あり」が複数ある場合、その全てが建築基準法第3条第2項の適用を受けている場合に限り、「既存不適格」のチェックボックスにレマークを記入する。

1箇所でも適用を受けていない箇所がある場合は、「要是正の指摘あり」のチェックマークを記入する。その場合「既存不適格」はマークしない。